

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学企画委員会規程 (平成16年達示第64号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 将来構想担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科長 4名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) <u>企画調査・評価部長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 3～8名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (中略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画調査・評価部</u>企画課において処理する。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学施設整備委員会規程 (平成16年達示第65号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 施設担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科長 4名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 高等教育研究開発推進機構長、情報環境機構長及び図書館機構長</p> <p>(5) <u>施設・環境部長</u></p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 1～5名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (中略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>施設・環境部</u>施設企画課において処理する。 (後略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学評価委員会規程 (平成13年達示第25号)</p> <p>(前略)</p> <p>第9条 委員会、小委員会及び実行委員会の庶務は、<u>企画調査・評価部</u>企画課において処理する。 (後略)</p>	<p>第1条 } (同左)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) } (同左)</p> <p>(3) } (同左)</p> <p>(4) <u>企画部長</u></p> <p>(5) } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 } (同左)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画部</u>企画課において処理する。</p> <p>第1条 } (同左)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) } (同左)</p> <p>(3) } (同左)</p> <p>(4) } (同左)</p> <p>(5) <u>施設環境部長</u></p> <p>(6) } (同左)</p> <p>2 } (同左)</p> <p>3 } (同左)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>施設環境部</u>施設企画課において処理する。</p> <p>第9条 委員会、小委員会及び実行委員会の庶務は、<u>企画部</u>企画課において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学広報委員会規程 (平成13年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 広報担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科の教授又は<u>助教授</u> 各1名</p> <p>(3) 研究所の教授又は<u>助教授</u> 各1名</p> <p>(4) センターの教授又は<u>助教授</u> 若干名</p> <p>(5) 総務部長</p> <p>(6) 秘書・広報室長</p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学情報公開・個人情報保護委員会規程 (平成12年達示第14号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 法務担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科の教授又は<u>助教授</u> 各1名</p> <p>(3) 研究所及びセンターの教授又は<u>助教授</u> 若干名</p> <p>(4) 総務部長</p> <p>(5) <u>秘書・広報室長</u></p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号、第3号及び<u>第6号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び<u>第6号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、<u>秘書・広報室及び総務部総務課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学人事審査委員会規程 (平成16年達示第87号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 理事 (人事担当)</p> <p>(2) 理事 (法務担当)</p>	<p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 研究科の教授又は<u>准教授</u> 各1名</p> <p>(3) 研究所の教授又は<u>准教授</u> 各1名</p> <p>(4) センターの教授又は<u>准教授</u> 若干名</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 }</p> <p>第1条 } (同 左)</p> <p>第2条 }</p> <p>(1) }</p> <p>(2) 研究科の教授又は<u>准教授</u> 各1名</p> <p>(3) 研究所及びセンターの教授又は<u>准教授</u> 若干名</p> <p>(4) 総務部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第2号、第3号及び<u>第5号</u>の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第2号、第3号及び<u>第5号</u>の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>第6条 委員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(3) 教育研究評議会評議員 若干名 (4) 部局長 若干名 (5) <u>人事部長</u> (6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略) 3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>人事部</u>職員課において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学人権委員会規程 (平成16年達示第147号)</p> <p>第1条 (略) (構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 人権を担当する理事(以下「担当理事」という。) (2) 各研究科の教授又は<u>助教授</u> 1名 (3) 研究所又はセンターの教授又は<u>助教授</u> 若干名 (4) 附属図書館長 (5) カウンセリングセンター長 (6) <u>総務部長及び人事部長</u> (7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略) 3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第9条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。)、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部<u>並びに医療技術短期大学部</u>(以下「部局」という。)に、当該部局における同和問題等人権問題及びハラスメント問題(以下「人権問題等」という。)の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。</p> <p>2 } (略) 3 }</p>	<p>(3) } (同 左) (4) } (5) <u>総務部長</u> (6) } (同 左)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>総務部</u>職員課において処理する。</p> <p>第1条 } (構成) } 第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) 各研究科の教授又は<u>准教授</u> 1名 (3) 研究所又はセンターの教授又は<u>准教授</u> 若干名 (4) } (同 左) (5) } (6) <u>総務部長</u> (7) } (同 左)</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p>(部局人権委員会)</p> <p>第9条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。)、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部(以下「部局」という。)に、当該部局における同和問題等人権問題及びハラスメント問題(以下「人権問題等」という。)の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。)を置く。</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(部局の長の責務)</p> <p>第10条 部局の長(本部の事務組織にあっては総務担当の理事、<u>医療技術短期大学部</u>にあっては部長)は、人権問題等が生じた場合は、被害者の救済及び再発防止に努めるとともに、教職員、学生について不適切な行為が確認された場合は、その者に対して適切に対処しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 委員会に関する事務は、総務部総務課及び<u>人事部</u>職員課において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学放射性同位元素等管理委員会 規程 (昭和35年達示第13号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、放射性同位元素等を利用する部局の教授若干名、放射性同位元素総合センターの長、財務部長、<u>施設・環境部長</u>、保健診療所長及び保健管理センターの所長で組織する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第9条 委員会に関する事務は、<u>施設・環境部</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">京都大学保健衛生委員会規程 (昭和49年達示第21号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 厚生補導担当の副学長</p> <p>(2) 各研究科長、地球環境学学長、公共政策連携研究部長及び経営管理研究部長</p> <p>(3) 研究所長 若干名</p> <p>(4) 医学部附属病院長</p> <p>(5) 関係教授 若干名</p> <p>(6) 保健管理センターの所長及び保健診療所長</p> <p>(7) <u>学生部長</u></p> <p>2 } 3 } (略) 4 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>学生部</u>学生課において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局の長の責務)</p> <p>第10条 部局の長(本部の事務組織にあっては、総務担当の理事)は、人権問題等が生じた場合は、被害者の救済及び再発防止に努めるとともに、教職員、学生について不適切な行為が確認された場合は、その者に対して適切に対処しなければならない。</p> <p>(雑則)</p> <p>第11条 委員会に関する事務は、総務部総務課及び職員課において処理する。</p> <p>第3条 委員会は、放射性同位元素等を利用する部局の教授若干名、放射性同位元素総合センターの長、財務部長、<u>環境安全衛生部長</u>、保健診療所長及び保健管理センターの所長で組織する。</p> <p>第9条 委員会に関する事務は、<u>環境安全衛生部</u>環境安全衛生課において処理する。</p> <p>第3条</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) }</p> <p>(7) <u>環境安全衛生部長</u></p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 }</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>環境安全衛生部</u>環境安全衛生課において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学核燃料物質管理委員会規程 (平成4年達示第19号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 核燃料物質を使用する部局の長 (2) 核燃料物質を使用する部局の教授又は助教授 若干名 (3) 財務部長、<u>施設・環境部長</u>及び研究推進部長</p> <p>2 前項第2号の委員は、総長が委嘱する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国際教育プログラム委員会規程 (平成17年達示第52号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育・学生担当の理事 (2) 国際交流担当の理事 (3) 国際交流推進機構長(以下「機構長」という。) (4) 研究科の教授又は助教授 各1名 (5) 国際交流センター長 (6) その他機構長が必要と認める教授又は助教授 若干名 (7) 学生部長及び国際部長 (8) 国際部留学生課長</p> <p>2 } (略) 3 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学院経済学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第10号)</p> <p>(前 略) (附属教育研究施設)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 附属の教育研究施設に長を置き、経済学研究科の教授又は助教授をもって充てる。</p> <p>3 } (略) 4 }</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) 核燃料物質を使用する部局の教授又は准教授 若干名 (3) 財務部長、<u>施設環境部長</u>及び研究推進部長</p> <p>2 前項第2号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>第1条 } 第2条 }</p> <p>(1) } (同 左) (2) } (3) }</p> <p>(4) 研究科の教授又は准教授 各1名 (5) 国際交流センター長 (6) その他機構長が必要と認める教授又は准教授 若干名 (7) <u>教育推進部長</u>及び国際部長 (8) }</p> <p>2 } (同 左) 3 }</p> <p>(附属教育研究施設) 第6条 (同 左)</p> <p>2 附属の教育研究施設に長を置き、経済学研究科の教授又は准教授をもって充てる。</p> <p>3 } (同 左) 4 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学大学院農学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第15号)</p> <p>(前 略) (附属教育研究施設)</p> <p>第9条 2 附属の教育研究施設に長を置き、農学研究科の専任の教授又は<u>助教授</u>をもって充てる。</p> <p>3 } (略) 4 }</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(附属教育研究施設)</p> <p>第9条 (同 左) 2 附属の教育研究施設に長を置き、農学研究科の専任の教授又は<u>准教授</u>をもって充てる。</p> <p>3 } (同 左) 4 }</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学院エネルギー科学研究科の組織に関する規程 (平成16年達示第17号)</p> <p>(前 略) (専攻及び講座)</p> <p>第4条 } (略) 2 }</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか、エネルギー科学研究科の専攻に客員の教授、<u>助教授</u>をもって構成する講座(次項において「客員講座」という。)を置くことができる。</p> <p>4 (略) (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(専攻及び講座)</p> <p>第4条 } (同 左) 2 }</p> <p>3 前2項に掲げるもののほか、エネルギー科学研究科の専攻に客員の教授、<u>准教授</u>をもって構成する講座(次項において「客員講座」という。)を置くことができる。</p> <p>4 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;">京都大学化学研究所規程 (平成16年達示第32号)</p> <p>(前 略) (研究系等の担当)</p> <p>第7条 研究系及び附属の研究施設は、専任又は併任の教授が担当するものとする。ただし、必要があるときは、専任の教授若しくは<u>助教授</u>又は併任の教授に分担させることができる。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(研究系等の担当)</p> <p>第7条 研究系及び附属の研究施設は、専任又は併任の教授が担当するものとする。ただし、必要があるときは、専任の教授若しくは<u>准教授</u>又は併任の教授に分担させることができる。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学再生医科学研究所規程 (平成16年達示第34号)</p> <p>(前 略) (附属研究施設)</p> <p>第6条 (略) 2 附属の研究施設に長を置き、再生医科学研究所の専任の教授又は<u>助教授</u>をもって充てる。</p> <p>3 } (略) 4 }</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(附属研究施設)</p> <p>第6条 (同 左) 2 附属の研究施設に長を置き、再生医科学研究所の専任の教授又は<u>准教授</u>をもって充てる。</p> <p>3 } (同 左) 4 }</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学エネルギー理工学研究所規程 (平成16年達示第35号)</p> <p>(前 略) (エネルギー複合機構研究センター)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 エネルギー複合機構研究センターに、センター長を置き、エネルギー理工学研究所の教授又は<u>助教授</u>をもって充てる。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(エネルギー複合機構研究センター)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>2 エネルギー複合機構研究センターに、センター長を置き、エネルギー理工学研究所の教授又は<u>准教授</u>をもって充てる。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p>
<p style="text-align: center;">京都大学生存圏研究所規程 (平成16年達示第36号)</p> <p>(前 略) (研究部及び研究系)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>第7条 開放型研究推進部に部長を置き、生存圏研究所の教授又は<u>助教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (生存圏学際萌芽研究センター)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 生存圏学際萌芽研究センターに、センター長を置き、生存圏研究所の教授又は<u>助教授</u>をもって充てる。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(研究部及び研究系)</p> <p>第6条 (同 左)</p> <p>第7条 開放型研究推進部に部長を置き、生存圏研究所の教授又は<u>准教授</u>をもって充てる。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (生存圏学際萌芽研究センター)</p> <p>第8条 (同 左)</p> <p>2 生存圏学際萌芽研究センターに、センター長を置き、生存圏研究所の教授又は<u>准教授</u>をもって充てる。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p>
<p style="text-align: center;">京都大学ウイルス研究所規程 (平成16年達示第39号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、ウイルス研究所の教授又は<u>助教授</u>をもって充てる。</p> <p>3 } (略)</p> <p>4 } (後 略)</p>	<p>第6条 (同 左)</p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、ウイルス研究所の教授又は<u>准教授</u>をもって充てる。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p>
<p style="text-align: center;">京都大学霊長類研究所規程 (平成16年達示第43号)</p> <p>(前 略) (附属研究施設)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、霊長類研究所の教授又は<u>助教授</u>をもって充てる。</p>	<p style="text-align: center;">(附属研究施設)</p> <p>第7条 (同 左)</p> <p>2 附属の研究施設に長を置き、霊長類研究所の教授又は<u>准教授</u>をもって充てる。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>3 } (略) 4 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学医学部附属病院研修登録医規程 (平成元年達示第23号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 病院長は、関係する診療科又は中央診療施設等（以下「診療科等」という。）の長の同意を得て、研修登録医の受入れを許可したときは、教員のうちから指導教員を定め、別記様式第2による研修登録医台帳に登録するとともに、別記様式第3による研修登録医登録証を交付するものとする。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学術情報メディアセンター規程 (平成14年達示第46号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第8条 <u>学術情報メディアセンターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: center;">京都大学環境保全センター規程 (平成16年達示第50号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第8条 <u>環境保全センターの事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。</u> (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学高等教育研究開発推進センター規程 (平成16年達示第52号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第8条 高等教育研究開発推進センターの事務は、<u>共通教育推進部共通教育推進課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>3 } (同 左) 4 }</p> <p>第3条 病院長は、関係する診療科又は中央診療センター（以下「診療科等」という。）の長の同意を得て、研修登録医の受入れを許可したときは、教員のうちから指導教員を定め、別記様式第2による研修登録医台帳に登録するとともに、別記様式第3による研修登録医登録証を交付するものとする。</p> <p>(事務組織)</p> <p>第8条 <u>学術情報メディアセンターの事務は、情報環境部情報企画課において処理する。</u></p> <p>(事務組織)</p> <p>第8条 <u>環境保全センターの事務は、環境安全衛生部環境安全衛生課において処理する。</u></p> <p>(事務組織)</p> <p>第8条 高等教育研究開発推進センターの事務は、<u>教育推進部共通教育推進課</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学総合博物館規程 (平成16年達示第53号)</p> <p>(前 略) (事務組織)</p> <p>第6条 博物館に置く事務組織については、<u>京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)</u>の定めるところによる。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における全学共通教育の実施に関する規程 (平成15年達示第1号)</p> <p>(前 略) (全学共通教育委員会)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 教育担当の理事</p> <p>(2) 高等教育研究開発推進機構長(以下「機構長」という。)</p> <p>(3) 高等教育研究開発推進機構副機構長(以下「副機構長」という。)</p> <p>(4) 各研究科長</p> <p>(5) <u>共通教育推進部長</u></p> <p>(6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p>(中 略)</p> <p>第11条 委員会に関する事務は、<u>共通教育推進部</u>において処理する。</p> <p>(中 略)</p> <p>第25条 機構に関する事務は、<u>共通教育推進部共通教育推進課</u>において処理する。</p> <p>(中 略) (機構に関する事務)</p> <p>第32条 機構に関する事務は、<u>共通教育推進部</u>において行う。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学国際交流推進機構規程 (平成17年達示第11号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第5条 国際交流委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 国際交流担当の理事</p> <p>(2) 機構長</p> <p>(3) 研究科の教授又は助教授 各1名</p> <p>(4) 研究所の教授又は助教授 各1名</p> <p>(5) センターの教授又は助教授 若干名</p>	<p>(事務組織)</p> <p>第6条 博物館の事務は、<u>企画部社会連携推進課</u>において処理する。</p> <p>(全学共通教育委員会)</p> <p>第5条 } 第6条 } (同 左)</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) <u>教育推進部長</u> (6) } (同 左)</p> <p>2 3</p> <p>第11条 委員会に関する事務は、<u>教育推進部共通教育推進課</u>において処理する。</p> <p>第25条 機構に関する事務は、<u>教育推進部共通教育推進課</u>において処理する。</p> <p>(機構に関する事務)</p> <p>第32条 機構に関する事務は、<u>教育推進部共通教育推進課</u>において行う。</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>(1) (2) (3) 研究科の教授又は<u>准教授</u> 各1名 (4) 研究所の教授又は<u>准教授</u> 各1名 (5) センターの教授又は<u>准教授</u> 若干名</p>

改 正 前	改 正 後
(6) 附属図書館長 (7) 国際交流センター長 (8) 国際部長 (9) 国際部国際交流課長及び国際部留学生課長 (10) その他機構長が必要と認めた教授又は助教授 若干名 2 } (略) 3 } (中 略) 第13条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 機構長 (2) 国際交流委員会委員長 (3) 国際教育プログラム委員会委員長 (4) 国際交流センター長 (5) 国際交流委員会の委員 若干名 (6) 学生部長及び国際部長 (7) 国際部国際交流課長及び国際部留学生課長 (8) その他機構長が必要と認めた者 若干名 2 } 3 } (後 略)	(6) } (7) } (同 左) (8) } (9) } (10) その他機構長が必要と認めた教授又は准教授 若干名 2 } (同 左) 3 } 第13条 } (1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) 教育推進部長及び国際部長 (7) } (8) } (同 左)
京都大学カウンセリングセンター規程 (平成16年達示第58号)	
(前 略) (センター長) 第3条 カウンセリングセンターに、センター長を置き、第5条第2項第4号及び第5号(教授又は助教授に限る。)の委員のうちから総長が指名する教員をもって充てる。 2 } (略) 3 } 第4条 } (管理運営委員会) 第5条 (略) 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 総長の指名する理事 (2) 研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授 各1名 (3) 研究所及びセンターの教授 若干名 (4) 心理学又は精神医学の分野を担当する教授又は助教授 若干名 (5) カウンセリングセンターの教員 (6) 保健管理センターの所長 (7) その他総長が必要と認める者 若干名	(センター長) 第3条 カウンセリングセンターに、センター長を置き、第5条第2項第4号及び第5号(教授又は准教授に限る。)の委員のうちから総長が指名する教員をもって充てる。 2 } 3 } 第4条 } 第5条 } 2 } (同 左) (1) } (2) } (3) } (4) 心理学又は精神医学の分野を担当する教授又は准教授 若干名 (5) } (6) } (同 左) (7) }

改 正 前	改 正 後
<p>3 } 4 } (略)</p> <p>第6条 (事務組織)</p> <p>第7条 カウンセリングセンターの事務は、 人事部職員課及び学生部学生課において処 理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学大学文書館規程 (平成16年達示第59号)</p> <p>(前 略) (職員等)</p> <p>第3条 大学文書館に、教授、<u>助教授</u>、講師、 <u>助手</u>及びその他の職員を置く。</p> <p>2 } 第4条 } (略) (運営協議会)</p> <p>第5条 2 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組 織する。 (1) 総長が指名する理事 (2) 部局長 若干名 (3) 附属図書館長 (4) 館長 (5) 大学文書館の教授及び<u>助教授</u> (6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3 } 4 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学百周年時計台記念館規程 (平成15年達示第45号)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第16条 記念館の管理運営に関する事務は、 <u>総務部</u>社会連携推進課において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における情報公開制度の実施 に関する規程 (平成13年達示第7号)</p> <p>第1条 } 第2条 } (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究 科、各附置研究所、附属図書館、医学部附 属病院及び各センター（国立大学法人京都 大学の組織に関する規程（平成16年達示 第1号）第3章第7節、第8節、第10節</p>	<p>3 } 4 } (同 左)</p> <p>第6条 (事務組織)</p> <p>第7条 カウンセリングセンターの事務は、 <u>総務部</u>職員課及び学生部学生課において処 理する。</p> <p>(職員等)</p> <p>第3条 大学文書館に、教授、<u>准教授</u>、講師、 <u>助教</u>及びその他の職員を置く。</p> <p>2 } 第4条 } (同 左) (運営協議会)</p> <p>第5条 2 } (同 左)</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) 大学文書館の教授及び<u>准教授</u> (6) }</p> <p>3 } (同 左) 4 }</p> <p>(事務)</p> <p>第16条 記念館の管理運営に関する事務は、 <u>企画部</u>社会連携推進課において処理する。</p> <p>第1条 } 第2条 } (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究 科、各附置研究所、附属図書館、医学部附 属病院及び各センター（国立大学法人京都 大学の組織に関する規程（平成16年達示 第1号）第3章第7節、第8節、第10節</p>

改 正 前	改 正 後
<p>及び第11節に定める施設等をいう。) 及び医療技術短期大学部をいう。 (中 略) (権限及び事務の専決) 第22条 開示請求のあった法人文書が、部局に係る次の各号に掲げるものであるときは、担当理事は、第9条から第14条まで及び第16条に定める権限及び事務について当該部局の長(医療技術短期大学部にあっては、部長)に専決させる。</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) } (4) } (5) } (6) } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における個人情報の保護に関する規程 (平成17年達示第1号)</p> <p>(前 略) (保護管理者) 第4条 保有個人情報を取り扱う研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)又は本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)の室、課若しくはセンター、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部又は医療技術短期大学部(以下「部局」という。)に保護管理者を置き、当該部局の長(医療技術短期大学部にあっては、部長。以下同じ。)をもって充てる。</p> <p>2 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における法人文書の管理に関する規程 (平成12年達示第12号)</p> <p>(前 略) (文書管理者) 第12条 研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)又</p>	<p>及び第11節に定める施設等をいう。)をいう。 (権限及び事務の専決) 第22条 開示請求のあった法人文書が、部局に係る次の各号に掲げるものであるときは、担当理事は、第9条から第14条まで及び第16条に定める権限及び事務について当該部局の長に専決させる。</p> <p>(1) } (2) } (同 左) (3) } (4) } (5) } (6) }</p> <p>(保護管理者) 第4条 保有個人情報を取り扱う研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)又は本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)の室、課若しくはセンター、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部(以下「部局」という。)に保護管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(文書管理者) 第12条 研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院若しくはセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)又</p>

改 正 前	改 正 後
<p>は本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の室、課若しくはセンター、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部又は医療技術短期大学部（以下「部局」という。）に文書管理者を置き、当該部局の長（医療技術短期大学部にあっては、部長。以下同じ。）をもって充てる。</p> <p>2 } (略)</p> <p>(1) (2) (3) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成17年達示第88号)</p> <p>第1条 (定義) 第2条 } (略)</p> <p>2 3</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節までに定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。第7条第3項において同じ。）の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部をいう。 (中 略) (是正措置等)</p> <p>第11条 担当理事は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部局の長（医療技術短期大学部にあっては、部長。次項において同じ。）に対し是正措置等を講じることを命じなければならない。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程 (平成15年達示第43号)</p> <p>第1条 (略)</p>	<p>は本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の室、課若しくはセンター、宇治地区事務部若しくは三研究科共通事務部（以下「部局」という。）に文書管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>(1) (2) (3)</p> <p>第1条 (定義) 第2条 } (同 左)</p> <p>2 3</p> <p>4 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節までに定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。第7条第3項において同じ。）の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部をいう。 (是正措置等)</p> <p>第11条 担当理事は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じ、又は部局の長に対し是正措置等を講じることを命じなければならない。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3</p> <p>第1条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) } (4) } (5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第5条第1項において同じ。）、宇治地区事務部及び三研究科共同事務部並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>(7) } (8) } (略)</p> <p>第3条 } 第4条 } (略)</p> <p>(部局情報セキュリティ責任者)</p> <p>第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長（本部の事務組織にあつては総務担当の理事、<u>医療技術短期大学部にあつては部長。</u>）をもって充てる。</p> <p>2 (略) (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (平成17年達示第66号)</p> <p>(前 略) (部局の長の責務)</p> <p>第4条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下この条において同じ。）、宇治地区事務部及び三研究科共同事務部<u>並びに医療技術短期大学部</u>（以下「部局」という。）の長（本部の事務組織にあつては総務担当の理事、<u>医療技術短期大学部にあつては部長。</u>以下同じ。）は、当該部局に</p>	<p>(定義) 第2条 } (1) } (同 左) (2) } (3) } (4) } (5) }</p> <p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第5条第1項において同じ。）、宇治地区事務部及び三研究科共同事務部をいう。</p> <p>(7) } (8) } (同 左)</p> <p>第3条 } 第4条 } (略)</p> <p>(部局情報セキュリティ責任者)</p> <p>第5条 部局に部局情報セキュリティ責任者を置き、当該部局の長（本部の事務組織にあつては、<u>総務担当の理事。</u>）をもって充てる。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(部局の長の責務)</p> <p>第4条 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下この条において同じ。）、宇治地区事務部及び三研究科共同事務部（以下「部局」という。）の長（本部の事務組織にあつては、<u>総務担当の理事。</u>以下同じ。）は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラス</p>

改 正 前	改 正 後												
<p>おけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学研修規程 (昭和24年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>別表第2 研究員等の研修料・研究料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>研修料・研究料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内地研究員</td> <td>教授：28,800円(月額) 助教授：15,400円(月額) 講師：11,300円(月額) 助手：7,200円(月額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	研修料・研究料	内地研究員	教授：28,800円(月額) 助教授：15,400円(月額) 講師：11,300円(月額) 助手：7,200円(月額)		(略)	<p>メントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分</th> <th>研修料・研究料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内地研究員</td> <td>教授：28,800円(月額) 准教授：15,400円(月額) 講師：11,300円(月額) 助教・助手：7,200円(月額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	研修料・研究料	内地研究員	教授：28,800円(月額) 准教授：15,400円(月額) 講師：11,300円(月額) 助教・助手：7,200円(月額)		(同 左)
区分	研修料・研究料												
内地研究員	教授：28,800円(月額) 助教授：15,400円(月額) 講師：11,300円(月額) 助手：7,200円(月額)												
	(略)												
区分	研修料・研究料												
内地研究員	教授：28,800円(月額) 准教授：15,400円(月額) 講師：11,300円(月額) 助教・助手：7,200円(月額)												
	(同 左)												
<p style="text-align: center;">京都大学補導主事規程 (昭和30年達示第16号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 補導主事は、専任の<u>助教授</u>又は講師中より総長が命ずる。 (後 略)</p>	<p>第3条 補導主事は、専任の<u>准教授</u>又は講師中より総長が命ずる。</p>												
<p style="text-align: center;">京都大学補導委員規程 (昭和24年達示第19号)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2条 補導委員に、次の者を充てる。各研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授、助教授又は講師(常勤)のうちからそれぞれ研究科長、地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長(次条において「研究科長等」という。)の委嘱した者 若干名 (後 略)</p>	<p>第1条 (同 左)</p> <p>第2条 補導委員に、次の者を充てる。各研究科、地球環境学堂、公共政策連携研究部及び経営管理研究部の教授、<u>准教授</u>又は講師(常勤)のうちからそれぞれ研究科長、地球環境学舎長、公共政策教育部長及び経営管理教育部長(次条において「研究科長等」という。)の委嘱した者 若干名</p>												
<p style="text-align: center;">京都大学発明規程 (平成16年達示第96号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第9条 拠点委員会は、次の各号に掲げる委員各若干名で組織する。 (1) 前条第3項第1号より当該拠点委員会が管轄する研究科等の教授又は<u>助教授</u></p>	<p>第9条 (同 左)</p> <p>(1) 前条第3項第1号より当該拠点委員会が管轄する研究科等の教授又は<u>准教授</u></p>												

改 正 前	改 正 後
<p>(2) (3) (4) (5)</p> <p>2 3</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学寄附講座及び寄附研究部門規程 (平成16年達示第100号)</p> <p>(前 略) (寄附講座等の構成)</p> <p>第9条 寄附講座等には、少なくとも教授又は<u>助教授</u>に相当する者1人及び<u>助教授</u>又は<u>助手</u>に相当する者1人の教員を置くものとする。</p> <p>2 3 4</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 寄附講座教員等には、京都大学客員教授及び客員助教授に関する規程（昭和47年達示第11号）の定めるところにより、「客員教授」又は「<u>客員助教授</u>」を称せしめることができる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における教職員等の研究活動上の不正行為の防止等に関する規程 (平成18年達示第68号)</p> <p>第1条 (定義) 第2条</p> <p>2 3 4</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部をいう。 (後 略)</p>	<p>(2) (3) (4) (5)</p> <p>2 3</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">(寄附講座等の構成)</p> <p>第9条 寄附講座等には、少なくとも教授又は<u>准教授</u>に相当する者1人及び<u>准教授</u>又は<u>助教</u>に相当する者1人の教員を置くものとする。</p> <p>2 3 4</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>5 寄附講座教員等には、京都大学客員教授及び客員准教授等に関する規程（昭和47年達示第11号）の定めるところにより、「客員教授」又は「<u>客員准教授</u>」を称せしめることができる。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>第1条 (定義) 第2条</p> <p>2 3 4</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部をいう。</p>

改 正 前	改 正 後																								
<p style="text-align: center;">京都大学における教職員等の利益相反行為の防止等に関する規程 (平成18年達示第76号)</p> <p>(前 略) (事務)</p> <p>第17条 利益相反行為の防止等に関する事務は、人事部職員課及び研究推進部産学官連携課において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学高圧ガス製造施設危害予防規程 (昭和49年達示第31号)</p> <p>(前 略)</p> <p>別表第2 危害防止の業務を担当する者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">製造施設</th> <th>危害防止の業務を担当する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>化学研究所超高分解能電子顕微鏡棟高圧六フッ化硫黄ガス回収装置室</td> <td>化学研究所先端ビームナノ科学センターの教授又は助教授のうちから化学研究所長の指名する者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>低温物質科学研究センター極低温寒剤供給施設</td> <td>低温物質科学研究センターの教授又は助教授のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>低温物質科学研究センター極低温物性化学実験室</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学自家用電気工作物保安規程 (昭和46年達示第18号)</p> <p>(前 略) (連絡調整)</p> <p>第3条 施設・環境部長は、京都大学における電気工作物の保安に関する業務について、連絡調整する。</p>	製造施設	危害防止の業務を担当する者		(略)	化学研究所超高分解能電子顕微鏡棟高圧六フッ化硫黄ガス回収装置室	化学研究所先端ビームナノ科学センターの教授又は助教授のうちから化学研究所長の指名する者		(略)	低温物質科学研究センター極低温寒剤供給施設	低温物質科学研究センターの教授又は助教授のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者	低温物質科学研究センター極低温物性化学実験室	同上	<p>(事務)</p> <p>第17条 利益相反行為の防止等に関する事務は、総務部職員課及び研究推進部産学官連携課において処理する。</p> <p>別表第2 危害防止の業務を担当する者</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">製造施設</th> <th>危害防止の業務を担当する者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>化学研究所超高分解能電子顕微鏡棟高圧六フッ化硫黄ガス回収装置室</td> <td>化学研究所先端ビームナノ科学センターの教授又は准教授のうちから化学研究所長の指名する者</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>低温物質科学研究センター極低温寒剤供給施設</td> <td>低温物質科学研究センターの教授又は准教授のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者</td> </tr> <tr> <td>低温物質科学研究センター極低温物性化学実験室</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(連絡調整)</p> <p>第3条 施設環境部長は、京都大学における電気工作物の保安に関する業務について、連絡調整する。</p>	製造施設	危害防止の業務を担当する者		(同 左)	化学研究所超高分解能電子顕微鏡棟高圧六フッ化硫黄ガス回収装置室	化学研究所先端ビームナノ科学センターの教授又は准教授のうちから化学研究所長の指名する者		(同 左)	低温物質科学研究センター極低温寒剤供給施設	低温物質科学研究センターの教授又は准教授のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者	低温物質科学研究センター極低温物性化学実験室	同上
製造施設	危害防止の業務を担当する者																								
	(略)																								
化学研究所超高分解能電子顕微鏡棟高圧六フッ化硫黄ガス回収装置室	化学研究所先端ビームナノ科学センターの教授又は助教授のうちから化学研究所長の指名する者																								
	(略)																								
低温物質科学研究センター極低温寒剤供給施設	低温物質科学研究センターの教授又は助教授のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者																								
低温物質科学研究センター極低温物性化学実験室	同上																								
製造施設	危害防止の業務を担当する者																								
	(同 左)																								
化学研究所超高分解能電子顕微鏡棟高圧六フッ化硫黄ガス回収装置室	化学研究所先端ビームナノ科学センターの教授又は准教授のうちから化学研究所長の指名する者																								
	(同 左)																								
低温物質科学研究センター極低温寒剤供給施設	低温物質科学研究センターの教授又は准教授のうちから低温物質科学研究センター長の指名する者																								
低温物質科学研究センター極低温物性化学実験室	同上																								

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">(部局における管理)</p> <p>第4条 部局(各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この条において「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるもの(全学共通施設を含む。))を1単位とするものをいう。以下この条において同じ。)並びに<u>医療技術短期大学部</u>をいう。以下同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(本部の事務組織にあつては総務担当の理事、<u>医療技術短期大学部</u>にあつては部長。以下同じ。))が管理するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学組換えDNA実験安全管理規程 (昭和54年達示第21号)</p> <p style="text-align: center;">(前 略)</p> <p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 組換え DNA 実験に係る研究領域の教授又は助教授 若干名</p> <p>(2) 前号以外の自然科学の研究領域及び人文・社会科学の研究領域の教授又は助教授 若干名</p> <p>(3) 保健管理センターの所長</p> <p>(4) <u>施設・環境部長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 }</p> <p style="text-align: center;">(中 略)</p> <p>第9条 部局(<u>医療技術短期大学部を含む。以下同じ。)</u>において組換えDNA実験を実施する場合の安全の確保に関しては、当該部局の長(<u>医療技術短期大学部にあつては、部長。以下同じ。)</u>)が管理する。</p> <p style="text-align: center;">(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理規程 (平成13年達示第20号)</p> <p style="text-align: center;">(前 略)</p> <p>第5条 管理委員会は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p style="text-align: center;">(部局における管理)</p> <p>第4条 部局(各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この条において「組織規程」という。))第3章第7節及び第8節に定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるもの(全学共通施設を含む。))を1単位とするものをいう。以下この条において同じ。)をいう。以下同じ。)における電気工作物の保安に関しては、当該部局の長(本部の事務組織にあつては、<u>総務担当の理事</u>。以下同じ。)が管理するものとする。</p> <p>第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 組換え DNA 実験に係る研究領域の教授又は<u>准教授</u> 若干名</p> <p>(2) 前号以外の自然科学の研究領域及び人文・社会科学の研究領域の教授又は<u>准教授</u> 若干名</p> <p>(3) 保健管理センターの所長</p> <p>(4) <u>環境安全衛生部長</u></p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p> <p>第9条 部局において組換えDNA実験を実施する場合の安全の確保に関しては、当該部局の長が管理する。</p> <p>第5条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う部局（<u>医療技術短期大学部を含む。</u>以下「部局」という。）における当該研究の適正な実施に関し、審査体制及び方針等について指導助言すること。</p> <p>(3) } (略)</p> <p>第6条 } 第7条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に係る自然科学の研究領域の教授又は<u>助教授</u> 若干名</p> <p>(2) 前号以外の自然科学の研究領域及び人文・社会科学の研究領域の教授又は<u>助教授</u> 若干名</p> <p>(3) 学外の学識経験者又は一般の立場の者 若干名</p> <p>(4) 研究推進部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (中 略)</p> <p>(研究機関の長)</p> <p>第13条 部局の長（<u>医療技術短期大学部にあっては、部長。以下同じ。</u>）は、指針に定める研究機関の長とし、当該部局におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な実施に関し、管理及び監督する。</p> <p>2 } (略)</p> <p>3 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学排水・廃棄物管理等規程 (昭和54年達示第11号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第1条 } (定義) } (略)</p> <p>第2条 } 2 } 3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第4条第1項において同じ。）並びに<u>医療技術短期大学部</u>をいう。</p>	<p>(2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究を行う部局（以下「部局」という。）における当該研究の適正な実施に関し、審査体制及び方針等について指導助言すること。</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>第6条 } 第7条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に係る自然科学の研究領域の教授又は<u>准教授</u> 若干名</p> <p>(2) 前号以外の自然科学の研究領域及び人文・社会科学の研究領域の教授又は<u>准教授</u> 若干名</p> <p>(3) 学外の学識経験者又は一般の立場の者 若干名</p> <p>(4) 研究推進部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (研究機関の長)</p> <p>第13条 部局の長は、指針に定める研究機関の長とし、当該部局におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な実施に関し、管理及び監督する。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>第1条 } (定義) } (同 左)</p> <p>第2条 } 2 } 3 この規程において「部局等」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第4条第1項において同じ。）をいう。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第3条 (略) (部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長(本部の事務組織にあつては総務担当の理事、<u>医療技術短期大学部</u>にあつては部長。以下同じ。)は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2 } 3 } (略) 4 } (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学化学物質管理規程 (平成18年達示第74号)</p> <p>第1条 (略) (定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) }</p> <p>(4) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。))、本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。)、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部並びに<u>医療技術短期大学部</u>をいう。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学旅費規程 (平成17年達示第36号)</p> <p>第1条 (略) (用語の意義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) } (2) } (略) (3) } (4) } (5) }</p>	<p>第3条 (同 左) (部局等の長の職務)</p> <p>第4条 部局等の長(本部の事務組織にあつては、<u>総務担当の理事</u>。以下同じ。)は、当該部局等に係る排水・廃棄物の管理等に関し、別表第2に掲げる事項を行う。</p> <p>2 } 3 } (同 左) 4 }</p> <p>第1条 } (定義) } 第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) } (3) }</p> <p>(4) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院、各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。))、本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。)、宇治地区事務部及び三研究科共通事務部をいう。</p> <p>第1条 } (用語の意義) } 第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) } (3) } (4) } (5) }</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部並びに医療技術短期大学部をいう。</p> <p>(7) } (略)</p> <p>2 (後 略)</p>	<p>(6) 部局 各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節、第8節、第10節及び第11節に定める施設等をいう。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の各室、各部及び各センター、宇治地区事務部並びに三研究科共通事務部をいう。</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>2</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</p>